

# 令和4年教育委員会第7回臨時会会議録

開会日時 令和4年6月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 上原有美江  
委 員 壺内 明  
委 員 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日1名の傍聴の申し出がありました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項の規定により、傍聴を許可したいと思います。それでは、事務局、傍聴人を呼んでください。

(傍聴人入場)

○**教育長** 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して、拍手など賛否を表すようなことはおやめください。

3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が2件でございます。

それでは、議案第22号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** では、私から議案第22号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本件については、先般、給与に関する条例が改正されたことによる規則の改正でございます。

国の義務教育費国庫負担金最高限度額の見直しによって、給与に関する条例が改正されましたが、その条例の教育職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務等に従事し、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給される特殊勤務手当が、資料にございます4項目に具体的な額が示されておりまして、こちらを条例の改正で上限額が1万6,000円に改正されたことに伴い、それぞれが増額されるものでございます。

よろしくお願いいたします。以上です。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 22 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の 1 「葛飾区日光林間学園指定管理者からの令和 3 年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、報告事項 1 「葛飾区日光林間学園指定管理者からの令和 3 年度管理運営報告の概要について」ご報告いたします。

1 ページ目をご覧ください。初めに 1 の「報告趣旨」でございます。地方自治法第 244 条の 2 第 10 項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条に基づき、指定管理者から提出された令和 3 年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。なお、指定管理者は国際自然大学校・東急コミュニティーグループでございます。

2 の「管理運営報告の概要」でございます。(1) の「宿泊利用件数」は、令和 3 年度一般利用が 253 件、再開した移動教室・公用が 50 件です。令和 2 年度の合計と比べますと 157 件の増でございます。

(2) の「宿泊利用人数」は、令和 3 年度一般利用が 2,590 人、移動教室・公用が 3,698 人で、令和 2 年度の合計と比べますと 4,789 人の増でございます。なお、下の米印にありますとおり、令和 2 年度に中止していた移動教室について、2 泊 3 日から 1 泊 2 日に変更し、全校で実施したものでございます。

次に、(3) の「施設利用料金収入実績」でございます。アの収入額は、548 万 4,110 円でございます。イの施設利用料金収入の区への還元でございますが、年度協定書に基づき、利用料金収入見込額を超えた額に 1 割を乗じた額を区に還元するというようになっております。令和 3 年度は利用料金収入額が見込額を下回ったため、区への還元はございませんでした。

恐れ入ります、2 ページ目をご覧ください。次に、(4) 「修繕」でございます。日常的な修繕につきましては、区の貸付料により指定管理者が実施しています。令和 3 年度は指定管理者が実施した修繕は 9 件で、ろ過装置マンホール上蓋修繕、非常灯取替修繕等を行いました。修繕の費用は、292 万 7,650 円で、貸付料 500 万円との差額 207 万 2,350 円が返戻額となっております。

(5) の「燃料・光熱水費」でございます。こちらにつきまして、支出額 2,086 万 3,271 円で、貸付額 2,715 万 2,900 円との差額 628 万 9,629 円が返戻額となっております。

次に、(6) 「自主事業実績」でございます。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、親子キャンプや学園祭りなどを休止し、記載にある九つの事業、合計 344 人の参加となりました。自主事業収益の区への還元につきましては、年度協定書に基づき収益額の 5 割を還元す

るものでございます。令和3年度の還元額は6万936円となっております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。（7）の「新型コロナウイルス感染症対策による葛飾区立日光林間学園利用者の減少に伴う損失の補填」でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日にかけて、新型コロナウイルス感染症対策による施設利用者の減少及びそれに伴う売上げの減少が生じたことについて、葛飾区立日光林間学園の管理に関する基本協定書第31条に規定する「区及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由」として、基本協定書第39条のリスク分担に基づき、区の費用負担としました。補填額は先ほどご説明しました貸付けの修繕料、燃料・光熱水費の返戻額から差し引いて清算した結果、補填額は819万3,684円となっております。

次に、（8）の広報実績をご覧ください。記載のとおりホームページの運営を行ってまいります。

（9）「モニタリング及びアンケートの実施」でございます。実施方法としましては2点、アの「指定管理者によるセルフモニタリング」、イの「利用者満足度調査」で、内容は記載のとおりでございます。ウの「実施結果の反映」でございますが、セルフモニタリング及び利用満足度調査の結果を基に、区と指定管理者とで業務改善のための協議を行い、取り組んでいるものでございます。

（10）「総括」でございます。令和3年度は移動教室の日程を短縮したものの、全校において実施できました。また、一般利用者は前年度比で延1,091人の増加となりました。なお、アンケート結果などはおおむね良好な評価を頂いています。

3番「区の重点方針」でございます。指定管理者に対しましては新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、状況に合わせて移動教室や一般利用の受付等を適切に対応するよう指導してまいります。

4ページをご覧ください。また、施設運営についても、感染予防対策の徹底や施設で発症者がした場合の適切な対応が必要となります。そのため、指定管理者には葛飾区立日光林間学園新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインにのっとり、安全・安心な施設管理を徹底するとともに、豊かな自然や文化に触れ、楽しみながら体験できる学習活動を展開できるよう指導してまいります。

続きまして、別紙1をご覧ください。こちらが移動教室実施校のアンケートでございます。施設運営の評価である学園職員の応対、食事の味付け、清掃の状態につきまして、おおむね良好な評価を頂いております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。こちらは一般利用者のアンケート結果でございます。こちらもおおむね良好な評価を頂いています。

その他としまして、別紙2の、8ページ、9ページで財務状況として損益計算書と貸借対照表

を添付してございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 日光林間学園のご報告、どうもありがとうございました。昨年度、コロナ禍の中で何とか小学校の修学旅行である日光の移動教室が、1泊になったとはいえ実施できたことは本当に素晴らしいことだと思っております。

その中でも、各校、2泊が1泊になったということで、いろいろと施設側でも苦勞したこと、児童・先生方も苦勞したこと等あったと思いますので、その辺を教えていただきたいのと、去年の1泊の活動を踏まえて、今年度はどんな形で考えていらっしゃるかというのを教えていただけたらと思います。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** まず1泊2日に関しましては、その前に全校説明会でご案内してまして、1泊2日で十分楽しめるような態勢というのを、学校と意思疎通しているものでございます。

また、苦勞したことですけれども、飯ごう炊さんやキャンプファイアなどは、どうしてもできないということがありまして、やはり子どもたちにとって、できればやれるような方向というのがいいと思うのですけれども、1泊2日というのはちょっと難しいかと思ひます。

それから、今後の見通しですけれども、まだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、今年度は1泊2日で態勢を取るようであります。ただ、感染症の状況を注視しながら、できるだけ早く2泊3日に戻れるように願っているものでございます。

以上でございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** どうもありがとうございました。おっしゃるように早く2泊できるような態勢が整えばいいなと思ひつつ、今年度、それでも実施をしていただけたということが、子どもたちにとってはいいことだと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 今、お話がありましたように、子どもたちの思い出といいますか、寝食をともにしながら現地での自然や文化に触れることは、とても大きな意義があると思ひます。2泊3日が1泊2日に短縮になりましたけれども、今年度、コロナも終息に向かってくれればうれしいのですが、できるなら2泊3日ということで、そういうことに望みを持ちながら期待したいと思ひます。

本当に区の職員の皆さん、大変お疲れさまでした。学校も大変よく頑張っていますので応援してください。よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 私も同様の感想でありますけれども、私は、2点申し上げたいと思います。

1点は、このコロナ禍の対応として、私は管理者も頑張ってくれたなと思います。この国際自然大学校、そして東急コミュニティーグループ、本当によく頑張ったのではないかな。工夫もされたという内容が、あらゆるところで見られるというのがまず第1点です。

2点目は、何といても、小学生に思い出づくりができたなということ。1泊2日であっても、やはり寝食をともにできる、そういう機会を子どもたちは体験・経験ができて、これは何よりも教育的にも意味があったのではないかと思います。

これが、今後の見通しとして、2泊3日という本来の形に戻ってくれればうれしいなと思います。それからもう一つ、併せて一般の方も増えているのです、3年度は1,091名と。これもうれしいなと思います。ですから、2年度よりこれだけ増えた、できるようになったというのを見ていくと、今年、非常に明るくなってくるのではないかなという期待をしたいなという感想を持ちました。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

望月委員、お願いいたします。

○**望月委員** これは、3年度の報告になっていますけれども、今年4年度は、もう既に何校か、日光に行かれたのかどうか、お話ししていただければと思います。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 既に小学校の日光移動教室が始まっておりまして、子どもたちは大変楽しく活動したという報告を受けております。

以上でございます。

○**望月委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**望月委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「葛飾区体育施設指定管理者からの令和3年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。



○生涯スポーツ課長 それでは、私から「葛飾区体育施設指定管理者からの令和3年度管理運営報告の概要について」ご説明をいたします。

1の「報告趣旨」といたしましては、日光林間学園と同様でございますけれども、葛飾区体育施設指定管理者から提出されました令和3年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。なお、葛飾区体育施設指定管理者といたしまして、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定しております。

2の「管理運営報告の概要」でございますけれども、(1)の「自主事業」につきましては、ヨガや水泳等のスポーツコース等を展開し、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業を実施しております。

表の参加者数等につきましては、奥戸総合スポーツセンター体育館では、58コースを実施いたしまして、2,696人の参加がございました。前年度と比較いたしますと、コース数は8コース増えてございますけれども、参加者数については904人の減となっております。2番目の段の総合スポーツセンター温水プール館・エイトホールでは、23コースを実施いたしまして、882人が参加しております。前年度の比較といたしましては、コース数が7コースの増、599人の増となっております。

水元総合スポーツセンター体育館では、33コースを実施し、1,293人が参加しております。前年度との比較では、11コースの増、780人の増となっております。

一番下の段の合計といたしまして、114コースを実施いたしまして、4,871人が参加しております。前年度との比較でございますけれども、26コースの増で、475人の増となっております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。スポーツコースの運営の状況になりますけれども、第1期では、新型コロナウイルス感染症対策のために、コースの一部を中止してございます。第2期でも、ワクチン集団接種会場の使用のため、奥戸総合スポーツセンターではコースを中止しております。水元総合スポーツセンターでは、東京2020大会公式練習会場のためにコースの一部中止、親子・子ども向けスポーツコースにつきましても、新型コロナウイルス感染症対策のために一部中止をしてございます。第3期、第4期につきましては、通常に開催をしてございます。

恐れ入ります。ページをお進みいただきまして、(2)の「体育施設利用状況」につきましては、表のとおり奥戸総合スポーツセンターを初めとしまして、体育施設の利用人数総計につきましては、152万6,559人で、前年との比較では23万5,113人の増となっております。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきたいと思っております。体育施設の休止等の状況となりますけれども、アの「工事による休止」といたしましては、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場人工芝ピッチ充填材入替工事のほか、2件の工事により施設を休止しております。

イの「新型コロナウイルス感染症対策による休止・時短営業」といたしましては、表となっておりますけれども、令和3年4月1日からのリバウンド防止期間に伴います21時までの時短

営業を実施したほか、一番最下段になりますけれども、表のとおり 10 月 24 日までの期間で、施設の休止や時短営業を実施しております。

恐れ入ります。ページをお進みいただきまして、ウの「ワクチン集団接種会場使用に伴う利用制限」といたしまして、奥戸総合スポーツセンター体育館を令和 3 年 7 月 5 日から令和 3 年 11 月 22 日の期間実施し、東京 2020 オリンピック競技大会における公式練習会場使用に伴う利用制限といたしまして、水元総合スポーツセンターのメイン・サブアリーナ、地域交流ホールを令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 5 日の間で、利用制限を実施しております。

(3) の「令和 3 年度の収支決算概要」といたしましては、下表のとおり、損益 (A-B) が、3,066 万 4,483 円でございます。

(4) の「区への還元」につきましては、年度協定の第 6 条に基づく還元額は 0 円となっております。こちらは、利用料金収入、自主事業収益ともに年度協定の締結時見込総額を下回ったために還元額は発生しませんでした。

(5) の外部機関による第三者評価につきましては、現時点では実施に至ってございませんけれども、年度内の評価実施に向けて公益財団法人日本スポーツ施設協会との調整をしているところでございます。

3 の重点指導方針といたしましては、「事業提案の確実な実行」「自治体・地域住民との協働」を念頭に、安定した運営維持管理を取り組ませるべく、履行状況の把握に努め、適切に指導をしてまいります。施設の維持管理面では、日常の点検・保守の的確な実施と適切な修繕を行うとともに、区民にとって安全・安心及び快適に利用していただける施設環境を整えていくよう指導・監督してまいります。

なお、次ページ以降、4 の損益計算書と 7 ページの貸借対照表につきましては、指定管理者から提出されたものを参考に添付してございます。また、別添といたしまして、体育施設事業報告書につきましては、生涯スポーツ課の事業も含めました形で、事業実施内容を参考に添付してございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** この奥戸総合スポーツセンター体育館の予定人数が令和 2 年度よりも 3 年度のほうが少なかったというのは、コロナのワクチン接種のために使えなかったというのでいいのですか。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** ご意見のとおり、コースの実施でトレーニングルームを使っているのですが、トレーニングルームを集団接種のときの待合室に使用したことから、コースが実施できなかった期間がございました。



○教育長 上原委員。

○上原委員 それで、人数が減ってしまったと考えてよろしいのですね。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ご意見のとおりでございます。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の2を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、令和4年教育委員会第7回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時24分